

第 4 0 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年11月 7日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のように行政文書の公開請求（以下これらを「本件各公開請求」という。）を行った。

教育委員会会議について

①出席者名のわかるもの（職名も含む）座席表があれば含む（以下「本件公開請求①」という。）

②出席者に配布された文書、資料（以下「本件公開請求②」という。）
2019年度（会計報告は2018年度のもの）豊正中、富士中

①学校が集めている（校長名で生徒、保護者等から）お金（給食費、スポーツ掛金はのぞく）についてわかるもの

会計報告、あつめるにあたっての文書および根拠、項目、使途（以下「本件公開請求③」という。）

②P T A（保護者、育友会等）規約、会則および会計（予算書、決算書等含む）報告に関するもの（以下「本件公開請求④」という。）および入会手続きについてわかるもの（入会、加入承諾書など）（以下「本件公開請求⑤」という。）

③学校の校務分掌表（以下「本件公開請求⑥」という。）

- 2 同月21日、実施機関は本件公開請求④に対して、富士中学校における「1. 平成30年度育友会費決算書」（以下「本件行政文書①」という。）、「2. 平成30年度教育活動充実資金決算書」（以下「本件行政文書②」という。）及び「3. 平成30年度生徒活動積立金特別会計決算書」（以下「本件行政文書③」という。）並びに豊正中学校における「4. 平成30年度P T A決算書」（以下「本件行政文書④」という。）及び「5. 平成30年度P T A特別会計決算報告書」（以下「本件行政文書⑤」という。）（以下これらを「本件各行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同月27日、審査請求人は本件処分を不服として、名古屋市長に対して本件審査請求を行った。なお、実施機関は、本件処分のほかに、本件公開請求①

から③、⑤及び⑥に対して公開、一部公開又は非公開の決定を行っているが本件審査請求は、本件処分に対して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書①から⑤を一部公開とした理由について、該当文書には個人の氏名及び印影が記載されており、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるため、非公開とすると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) P T Aは、保護者と教職員及びその他の賛助会員による独立した社会教育関係団体である。

(2) 教育委員会の組織ではなく独立した団体である以上、その構成員は私人の立場であり、その氏名、印影については、条例第 7条第 1項第 1号により、非公開とする決定を行ったものである。

(3) ただし、会長の氏名は、P T Aの代表者として氏名が公表されており、広く公衆に知られた情報と認められるため公開とし、会計担当 Aの氏名は富士中学校の教頭であり公開に関して本人の同意があったため公開した。

(4) 審査請求人は、審査請求書において「学校名での文書」、「学校が出される文書」と述べているが、本件文書はP T Aが作成し、P T Aから学校へ運営の参考のために提出されたものである。名欄が中学校名になっていることのみをもって、中学校が作成した文書であるとはいえない。

(5) P T Aの会計は「私費会計」である。したがって、P T Aの資金をどのように徴収し、利用するかは当然、当該団体の管理下にあり、教育委員会では会計管理を行う立場にはないし、私団体の会計責任者の氏名を公開しないからといって会計管理に誤りがあるとはいえない。

第 4 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

公開されていない部分についての公開を求める。

通知書の決定を取り消すとの決定（裁定）を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 黒塗りで「一部公開」された文書は、学校名での文書であり、公開されている会長名同様、会計名、会計監査名、他の係についても当然公表されるべきである。
- (2) P T A等の私費会計においても、学校におけるお金の使い方は、厳しく管理されてきていると認識している。会計等お金の責任者が明らかにできないということは、会計管理の誤りである。
- (3) これまで既に公開されている会の役員の名前を、職務上取得しているといえる情報に関して、あえて黒塗りにする理由はないといえる。
- (4) 「任意団体…」ということについて主張されるのであれば、請求書等に公表したら、どのような問題があるのかあったのかを明確にする義務が処分庁にはあるということである。説明なき黒塗りは、不当・違法であることは明らかである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件各行政文書に記載された、P T Aの会計及び会計監査の氏名及び印影のうち非公開とした部分（以下「本件非公開情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書の前提について

- (1) 富士中学校及び豊正中学校（以下これらを「本件各中学校」という。）の P T A について

ア 本件各中学校には、P T A（Parent-Teacher Associationの略）が設

置されており、富士中学校のPTAは「育友会」と称している。

イ PTAは児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、保護者と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、会員相互の学習その他必要な活動を行う社会教育関係団体であり、任意団体の一種である。

ウ PTAは任意団体であるため、PTAの資金はその管理下にあり、学校が監督、干渉するものではなく、本件各中学校はその用途について権利義務を有さない。

また、社会教育法（昭和24年法律第 207号）第12条は、地方公共団体による社会教育関係団体への不当な統制的支配を禁じている。

4 本件各行政文書について

(1) 本件行政文書①から③は、育友会の平成30年度の会費、教育活動充実資金及び生徒活動積立金特別会計の決算の報告書であり、それぞれ当該年度の収支報告、会長、会計及び会計監査の氏名及び印影が記載されており、本件非公開情報が含まれている。

(2) 本件行政文書④及び⑤は、豊正中学校PTAの平成30年度の決算及び特別会計の決算の報告書であり、それぞれ当該年度の収支報告及び本件非公開情報が記載されている。

5 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別することができる情報であり通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件非公開情報は、任意団体である本件各中学校のPTAの構成員のうち、生徒の保護者の氏名及び印影である。

(3) 個人の氏名及び印影は特定の個人を識別することができる情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものであることは、明らかである。

(4) 以上のことから、本件非公開情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当す

ると認められる。

6 審査請求人はその他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 5において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年12月20日	諮問書の受理
1月20日	弁明書の受理
令和 2年 3月 2日	反論意見書の受理
令和 4年11月 4日 (第55回第 2小委員会)	調査審議
令和 5年 2月 3日 (第58回第 2小委員会)	調査審議
3月 3日 (第59回第 2小委員会)	調査審議及び審査請求人の意見を聴取
4月21日 (第60回第 2小委員会)	調査審議
5月30日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充